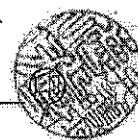


意見書

信教の自由と非訟事件の罣

弁護士 徳永信一

徳永信一



本件東京高等裁判所の決定について、信教の自由の観点から重大な問題があると考え、その点について意見を述べます。

1. 家庭連合の解散命令がなされた高裁決定最大のトリックは教団の法人格を剥奪するとことは教団や信徒らの信教の自由の侵害にならないという文科省の宣伝に基づく欺瞞的な立て付けにあります。
2. 何よりも大事なことは宗教の自由ないし個々の信徒の信教の自由は決して内心の自由に止まるものではないということです。それは信者が「単独で又は共同して、公的又は私的に礼拝、儀式、行事及び布教によって信念を表明する自由」を含むものです。このことは信教の自由の重要な構成要素として国際人権規約（B）18条1項に書き込まれています。もちろん、それらの権利は日本国憲法においても信教の自由として当然に保障されているものです。
3. これは「宗教的な表明の自由」とよばれるものです。その対極にあるのは、信教の自由は内心のうちに留まるべきだという宗教の範囲を限定するイデオロギーです。宗教は民衆のアヘンだと言い切ったマルクスが『ゴータ綱領批判』で述べている宗教を社会的に封じ込めるための戦略的な

宗教政策イデオロギーでした。文科省の主張にとらわれた高裁決定はまさにこれによるものでした。

4. その結果、信教の自由という最も根源的な人権侵害が問題とされているにもかかわらず、解散請求は特権的な法人格を付与を剥奪するものに過ぎないとして、本来は手対立的な行政作用を扱うはずの「非訟事件」という聞き慣れない非公開の手続きでは進められました。近代的な裁判は開かれた公開の法廷による証拠に基づく透明で公平な裁判によって人権が保障されるべきものです。ところが、人権擁護の最後の砦であるはずの裁判が、この人権保障の配慮を欠いた「非訟事件」という非公開による慎重さと公正さを欠いた手続きによって進められたのです。なんと裁判所の目の前で暴かれはずの陳述書—それも文科省が提出したもの—の偽造や捏造も、それが非公開の手続きであることを逆手にとって、なんの追求も受けぬまま放置されているのです。これこそ司法の崩壊であり人権の破壊です。
5. この「非訟事件」の手続きをつかって非公開の裁判で人権侵害を審理することは国際人権規約 B 規約 14 条が禁じているものです。先に話した捏造された証拠の取り調べはもちろん、違法行為の「可能性」や「推測」を理由とする不確かな認定然り、我が国における創価学会の「板まんだら事件」以来、裁判所が自らタブーとしてきた宗教的教義の解釈による事実認定も然りです。いずれも宗教法人格の剥奪は信教の自由の侵害にはならないという誤った考えに導かれた手続上の不正義のうえに存在します。
6. どんなに巧みな人権の理論も手続的な保証も、「蟻の一穴」ともいうべき誤りによって脆くも瓦解するのです。本判決には、人権侵害を扱う本来

的に人権保障の手つづきにおける信じられない立法の不作為による憲法上の瑕疵があるのです。以上のおり、本件には重大な憲法上の問題があると考えます。最高裁判所におかれては、十分にご検討の上、適切なお判断が示されることを期待いたします。

以上